

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

旅行業法(昭和 27 年法律第 239 号)等の一部改正に伴い、手数料の追加等を行うため、滋賀県使用料および手数料条例(昭和 24 年滋賀県条例第 18 号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査の手数を新たに設定することとします。(第 2 条関係)

(1) 旅行業法に基づく事務手数料

旅行業法の一部改正に伴い、旅行サービス手配業の登録制が新たに創設されたことから、当該登録の申請に対する審査の手数を新たに設定するもの。

[追加] 旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査手数料 一件あたり 12,000 円

- (2) 小規模不動産特定共同事業の登録の申請および登録の更新の申請に対する審査の手数を新たに設定することとします。(第 2 条関係)

(2) 不動産特定共同事業法に基づく事務手数料

不動産特定共同事業法の一部改正に伴い、小規模不動産特定共同事業の登録制度が創設されたことから、当該登録の申請等に対する審査の手数を新たに設定するもの。

[追加] 小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査手数料 一件あたり 60,000 円

[追加] 小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請に対する審査手数料 一件あたり 60,000 円

- (3) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の申請に対する審査の手数を新たに設けることとします。(第 2 条関係)

(3) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく事務手数料

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正に伴い、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録制度が創設されたことから、当該事業の登録の申請に対する審査の手数を新たに設定するもの。

[追加] 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の申請に対する審査手数料 一件あたり 2,400 円

- (4) 技能検定試験の手数料のうち、実技試験に係るものの等級区分を改めることとします。(別表第 57 関係)

(4) 職業能力開発促進法施行令に基づく事務手数料

職業能力開発促進法施行規則の一部改正により技能検定試験の等級の区分が改正されたことに伴い、職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の手数料のうち、実技試験に係るものの等級区分を改めるもの。

・別表第 57(4)ア(イ)

(改正前) 1 級、2 級、3 級、基礎 1 級、基礎 2 級および単一等級に係るもの

(改正後) 1 級、2 級、3 級、基礎級および単一等級に係るもの

- (5) その他

ア この条例は、次の(7)から(イ)までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該(7)から(イ)までに定める日から施行することとします。

(7) (1)の規定 公布の日 (イ) (3)の規定 平成 29 年 10 月 25 日

(ウ) (4)の規定 平成 29 年 11 月 1 日 (イ) (2)の規定 平成 29 年 12 月 1 日

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>第1条 略</p> <p>第2条 略</p> | <p>第1条 略</p> <p>第2条 略</p> |
| <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～(41) 略</p> <p>(42) 旅行業法に基づく事務手数料</p> | <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～(41) 略</p> <p>(42) 旅行業法に基づく事務手数料</p> |
| <p>旅行業法施行令(昭和46年政令第338号)第5条第1項の規定に基づく旅行業法(昭和27年法律第239号)第4条第1項に規定する旅行業者の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 19,000円</p> <p>旅行業法施行令第5条第1項の規定に基づく旅行業法第4条第1項に規定する旅行者代理業の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 12,000円</p> <p>旅行業法施行令第5条第1項の規定に基づく旅行業法第6条の3第1項に規定する旅行業の有効期間の更新の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 15,000円</p> <p>旅行業法施行令第5条第1項の規定に基づく旅行業法第6条の4第1項に規定する旅行業の変更登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 10,000円</p> <p>旅行業法施行令第5条第2項の規定に基づく旅行業法第24条第1項に規定する旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 12,000円</p> | <p>旅行業法施行令(昭和46年政令第338号)第5条第1項の規定に基づく旅行業法(昭和27年法律第239号)第4条第1項に規定する旅行業者の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 19,000円</p> <p>旅行業法施行令第5条第1項の規定に基づく旅行業法第4条第1項に規定する旅行者代理業の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 12,000円</p> <p>旅行業法施行令第5条第1項の規定に基づく旅行業法第6条の3第1項に規定する旅行業の有効期間の更新の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 15,000円</p> <p>旅行業法施行令第5条第1項の規定に基づく旅行業法第6条の4第1項に規定する旅行業の変更登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 10,000円</p> |
| <p>(43)～(75) 略</p> | <p>(43)～(75) 略</p> |
| <p>(76) 不動産特定共同事業法に基づく事務手数料</p> <p>不動産特定共同事業法(平成6年法律第77号)以下この号において「法」という。)第3条第1項の規定に基づく不動産特定共同事業の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 80,000円</p> <p>法第41条第1項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 60,000円</p> <p>法第41条第3項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請に対する審査の手数料 1件につき 60,000円</p> | <p>(76) 不動産特定共同事業法に基づく事務手数料</p> <p>不動産特定共同事業法(平成6年法律第77号)第3条第1項の規定に基づく不動産特定共同事業の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 80,000円</p> |
| <p>(77)～(84) 略</p> | <p>(77)～(84) 略</p> |

旧

(新設)

(85)以下 省略
第3条～第9条 略
付則 略

別表第1～別表第56 略

別表第57

職業能力開発促進法に基づく事務手数料

| 区分 | 金額 |
|---|--|
| (1)～(3) 略 | |
| (4) 職業能力開発促進法施行令第2条第1号の規定に基づく技能検定試験の 手数料 ア 実技試験 (7) 特級に係るもの (イ) 1級、2級、3級、基礎1級、基礎2級および単一等級に係るもの a 機械検査 b 婦人子供服製造 c 和裁 d テクニカルイラストレーション e 機械・プラント製図 f 電気製図 g その他の職種 イ 略 | 同 17,900 同 14,900 同 14,900 同 13,100 同 13,100 同 13,100 同 13,100 同 17,900 |
| (5) 略 | |

注1および注2 略

別表第58および別表第69 略

新

(84)の2 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく事務手数料

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第8条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 2,400円

(85)以下 省略

第3条～第9条 略

付則 略

別表第1～別表第56 略

別表第57

職業能力開発促進法に基づく事務手数料

| 区分 | 金額 |
|---|--|
| (1)～(3) 略 | |
| (4) 職業能力開発促進法施行令第2条第1号の規定に基づく技能検定試験の 手数料 ア 実技試験 (7) 特級に係るもの (イ) 1級、2級、3級、基礎級および単一等級に係るもの a 機械検査 b 婦人子供服製造 c 和裁 d テクニカルイラストレーション e 機械・プラント製図 f 電気製図 g その他の職種 イ 略 | 同 17,900 同 14,900 同 14,900 同 13,100 同 13,100 同 13,100 同 13,100 同 17,900 |
| (5) 略 | |

注1および注2 略

別表第58および別表第69 略